

四日市市告示第 102 号

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 3 6 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業者)</p> <p>第 2 条 補助金は、本市の区域内に存する文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）、三重県文化財保護条例（昭和 3 2 年三重県条例第 7 2 号）及び条例に規定する文化財の所有者又は管理者に対してこれを交付するものとする。</p>	<p>(交付対象事業者)</p> <p>第 2 条 補助金は、本市の区域内に存する文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）、三重県文化財保護条例（昭和 3 2 年三重県条例第 7 2 号）及び条例に規定する重要文化財、有形文化財、有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、無形民俗文化財又は記念物の所有者又は管理者に対してこれを交付するものとする。</p>
<p>(補助事業)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。<u>ただし、他に本市補助金の交付がある事業は、補助対象としない。</u></p>	<p>(補助事業)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。</p>
<p>(交付申請)</p> <p>第 6 条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市指</p>	<p>(交付申請)</p> <p>第 6 条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市指</p>

<p>定文化財保存整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保存、活用及び管理方法</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>定文化財保存整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
--	--

改正後				
別表第2（第3条及び第4条関係）				
対象文化財		補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費
有形文化財・有形民俗文化財		指定文化財の修理	指定文化財の復元修理	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、備品購入費
		収蔵環境の整備	保存施設の新造・修理、消火・避雷・ <u>防犯</u> 設備設置、耐震対策工事、災害復旧	
無形文化財	芸能	<u>指定文化財に使用される用具の修理</u>	<u>指定文化財に使用される用具の修理、新調</u>	<u>報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料</u>
	工芸技術	<u>指定文化財技術の行使に必要とする用具の修理</u>	<u>指定文化財の行使に必要とする用具の修理、新調</u>	
(略)				

改正前

別表第2（第3条及び第4条関係）

対象文化財	補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費
有形文化財・有形民俗文化財	指定文化財の修理	指定文化財の復元修理	報償費、旅費（費用弁償）、委託料、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、工事請負費、備品購入費
	収蔵環境の整備	保存施設の新造・修理、消火・避雷設備設置、耐震対策工事、災害復旧	
（略）			

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付申請書

年度において、 保存整備事業について、補助金 円を交付されるよう、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助事業の目的、内容
 - (1)文化財の種別、名称及び員数
 - (2)指定書の記号番号
 - (3)指定年月日
 - (4)所在の場所
 - (5)所有者の氏名又は名称及び住所
 - (6)事業を必要とする理由
 - (7)事業内容の概要
 - (8)事業実施の方法の概要
 - (9)着工・完了の予定時期
着工 年 月 日
完了 年 月 日
 - (10)その他
3. 収支予算書
 - (1)収入の部
 - (2)支出の部
4. 添付書類
 - (1)設計書、見積書
 - (2)保存、活用及び管理方法
 - (3)写真（工事前の状況を示すもの）
 - (4)国または県指定文化財の場合、補助対象事業となっていることが確認できるもの

の

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(教育委員会社会教育・文化財課)